

八百津町議会議員選挙及び八百津町長選挙
公費負担の手引き
(自動車, ポスター及びビラ)

八百津町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、八百津町議会議員選挙及び八百津町長選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

目次

1 公費負担制度とは	1
2 公費負担の種類	1
3 対象となる候補者	1
4 公費負担の限度額	2
(1) 選挙運動用自動車の使用	2
(2) 選挙運動用ビラの作成	2
(3) 選挙運動用ポスターの作成	3
5 諸手続	4
【1】 契約締結と契約届出	4
【2】 確認申請	4
【3】 使用（作成）証明書の交付	4
【4】 費用の請求	5
・ 選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）の諸手続について	7
・ 選挙運動用自動車の借入（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	9
・ 選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	11
・ 選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	13
・ 選挙運動用ビラの作成の諸手続について	15
・ 選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	17

1 公費負担制度とは

この制度は、八百津町議会議員選挙及び八百津町長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、八百津町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、八百津町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のポスターの作成
- (3) 選挙運動用のビラの作成

3 対象となる候補者

この選挙公営制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

◆町議会議員選挙における供託物没収点 $\text{有効投票数} \div \text{議員定数 (10人)} \times 1/10$

◆町長選挙における供託物没収点 $\text{有効投票数} \times 1/10$

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

契約の種類・内容など		上限単価	限度額
1 一般運送契約 (ハイヤー、タクシー契約)	選挙運動用自動車として 使用された各日の料金の 合計金額 (1日につき1台に限る)	各日について 64,500円	322,500円 (64,500円×5日)
2 その他の 契約	ア 自動車 借入契約 (レンタカー 契約)	選挙運動用自動車として 使用された各日の料金の 合計金額 (1日につき1台に限る)	各日について 15,800円 (15,800円×5日)
	イ 燃料供給 の契約	選挙運動用自動車に供給 した燃料の代金	各日について 7,560円 (7,560円×5日)
	ウ 運転手雇 用の契約	選挙運動用自動車の運転 業務に従事した各日につ いて支払う報酬の合計金 額 (1日につき1人に限る)	各日について 12,500円 (12,500円×5日)

※1と2の契約は、どちらかの選択となります。最大で、候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの5日間分を公費で負担します。上限額の範囲内で実際に要した費用が対象となります。

(2) 選挙運動用ポスターの作成

上限枚数 (A)	上限単価 (B)	限度額 (A×B)
掲示場数	2,481円 (262円53銭×ポスター掲示場数+155,250円) ÷ポスター掲示場数 1円未満の端数切上げ	173,670円 (2,481円×掲示場数)

※上記はポスター掲示場が70箇所の場合です。

(3) 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	上限枚数(A)	上限単価(B)	限度額(A×B)
町長選挙	5,000枚	7円51銭	37,550円
町議会議員選挙	1,600枚	7円51銭	12,016円

(4) 選挙運動用通常葉書の使用

選挙種別	上限枚数(1人あたり)
町長選挙	2,500枚
町議会議員選挙	800枚

※公職選挙法による制度により、郵便局で「選挙用」の表示を受けた選挙運動用通常葉書は無料で差し出すことができます。

5 諸手続

【1】契約締結と届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- (1) 届出先 八百津町選挙管理委員会
- (2) 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・・・・・・・・立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合・・・・・・・・・・契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 各業者等との契約書の写し

◆ 注意

- 1 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 2 契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

【2】確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

- (1) 確認申請が必要なもの
 - ・ 選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
 - ・ 選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
 - ・ 選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数(掲示場数)の確認
- (2) 確認申請の方法
 - ・ 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
 - ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額(枚数)記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
 - ・ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。
- (3) 確認申請書の提出先 八百津町選挙管理委員会
- (4) 確認書の交付
 - ・ 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
 - ・ 交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
 - ・ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【3】使用(作成)証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用(作成)証明書」を作成し、契約業者等に交付(1部)しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、八百津町選挙管理委員会が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

（1）請求する際に必要な提出書類

契約の種類		必要書類
一般運送契約 (ハイヤー、タクシー契約)		① 請求書【様式第 15 号】 ② 請求内訳書【様式第 15 号の 2】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 10 号】
その他の契約	自動車借入契約 (レンタカー契約)	① 請求書【様式第 15 号】 ② 請求内訳書【様式第 15 号の 3】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 10 号】
	燃料供給の契約	① 請求書【様式第 15 号】 給付伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ② 請求内訳書【様式第 15 号の 4】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第 11 号】 ④ 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 7 号】
	運転手雇用の契約	① 請求書【様式第 15 号】 ② 請求内訳書【様式第 15 号の 5】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第 12 号】
選挙運動用ビラの作成		① 請求書【様式第 16 号】 ② 請求内訳書【様式第 16 号の 2】 ③ 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 13 号】 ④ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】
選挙運動用ポスターの作成		① 請求書【様式第 17 号】 ② 請求内訳書【様式第 17 号の 2】 ③ 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 14 号】 ④ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号】

(2) 請求書の提出の際の注意

- ・ 支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・ 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3) 請求書の提出先

岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903-2 八百津町選挙管理委員会事務局

TEL 0574 -43 -2111

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般運送契約による場合）

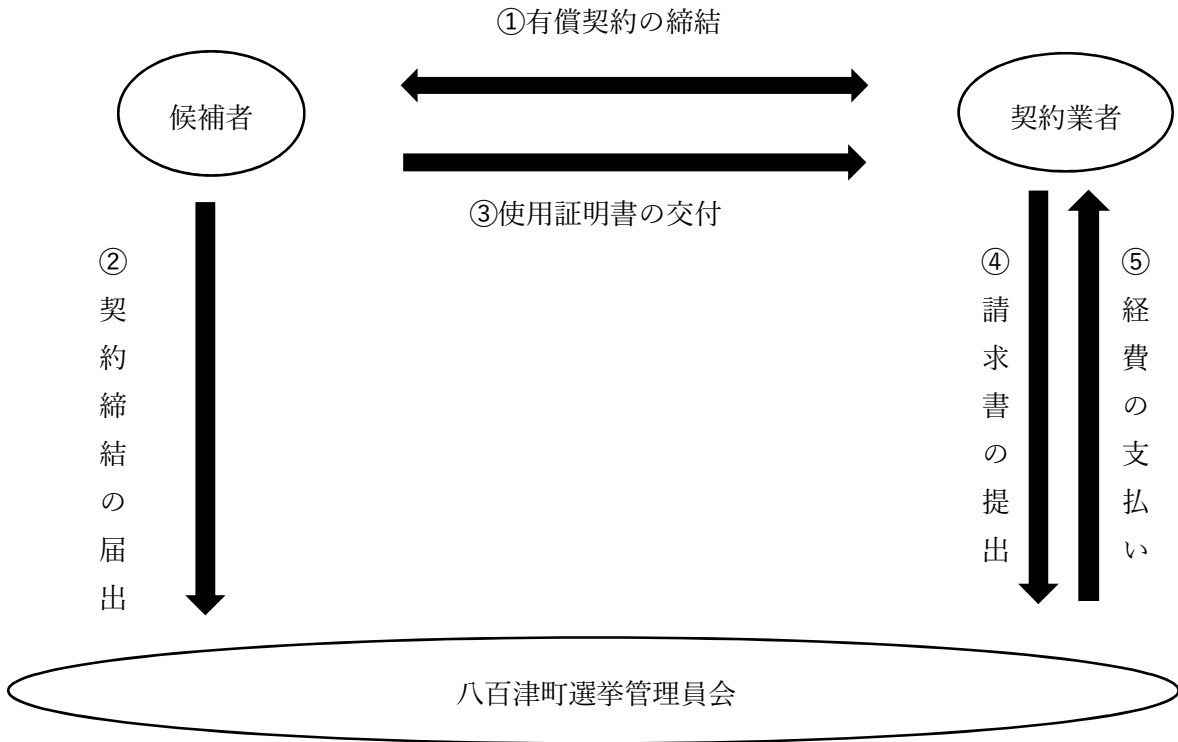
選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第15号】	
	請求内訳書【様式第15号の2】	

選挙運動用自動車の使用

(一般運送契約)

※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	
①	有償契約の締結 (候補者と契約業者)	選挙運動用自動車使用契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒契約業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第 10 号】	
④	請求書の提出 (契約業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第 15 号】 請求内訳書【様式第 15 号の 2】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒契約業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、契約業者は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、八百津町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般運送契約以外の場合の自動車の借入れ）

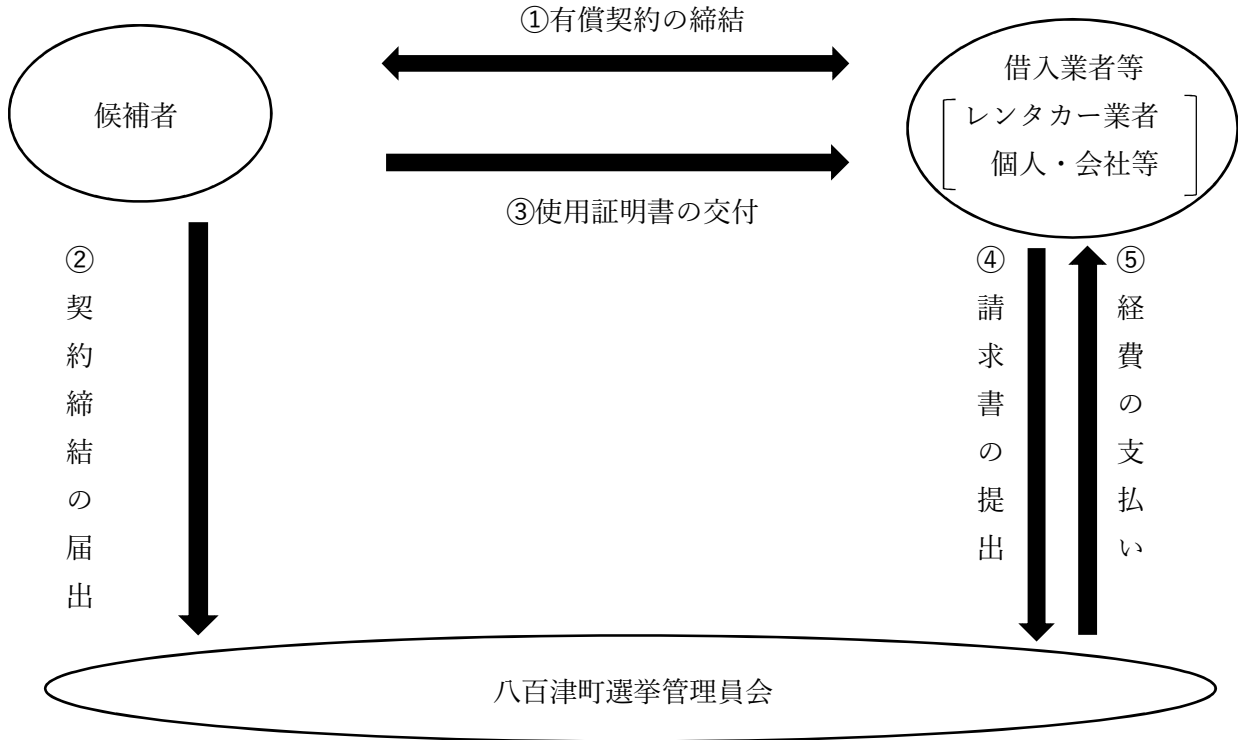
選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第 1 号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 10 号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 15 号】	
	請求内訳書【様式第 15 号の 3】	

選挙運動用自動車の使用

(自動車の借入れ)

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	
①	有償契約の締結 (候補者と契約業者)	選挙運動用自動車使用契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒契約業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第 10 号】	
④	請求書の提出 (契約業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第 15 号】 請求内訳書【様式第 15 号の 3】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒契約業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、契約業者は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、八百津町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（燃料代）

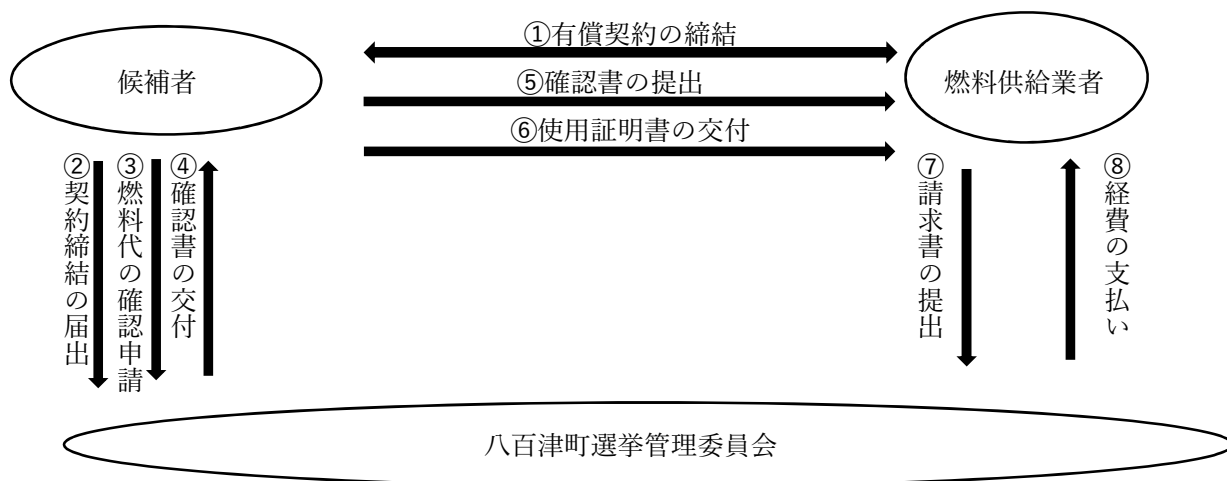
（一般運送契約以外の場合の燃料代）

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第 1 号】	
請求の前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第 4 号】	
請求のとき	選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 7 号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第 11 号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 15 号】	
	請求内訳書【様式第 15 号の 4】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用

(燃料代)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第11号】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第15号】 請求内訳書【様式第15号の4】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、八百津町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般運送契約以外の場合の運転手の報酬）

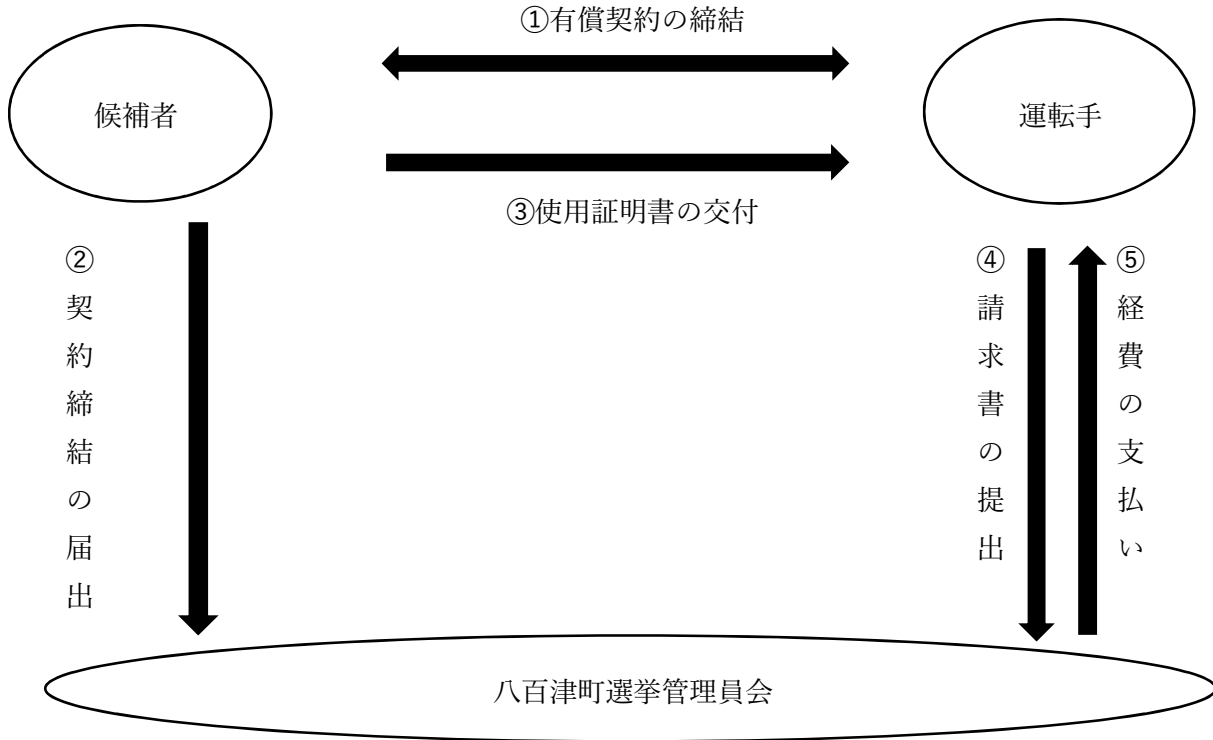
選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第 1 号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 12 号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 15 号】	
	請求内訳書【様式第 15 号の 5】	

選挙運動用自動車の使用

(運転手の雇用)

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	①の 契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) 【様式第 12 号】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【様式第 15 号】 請求内訳書【様式第 15 号の 5】	③の使用 証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。

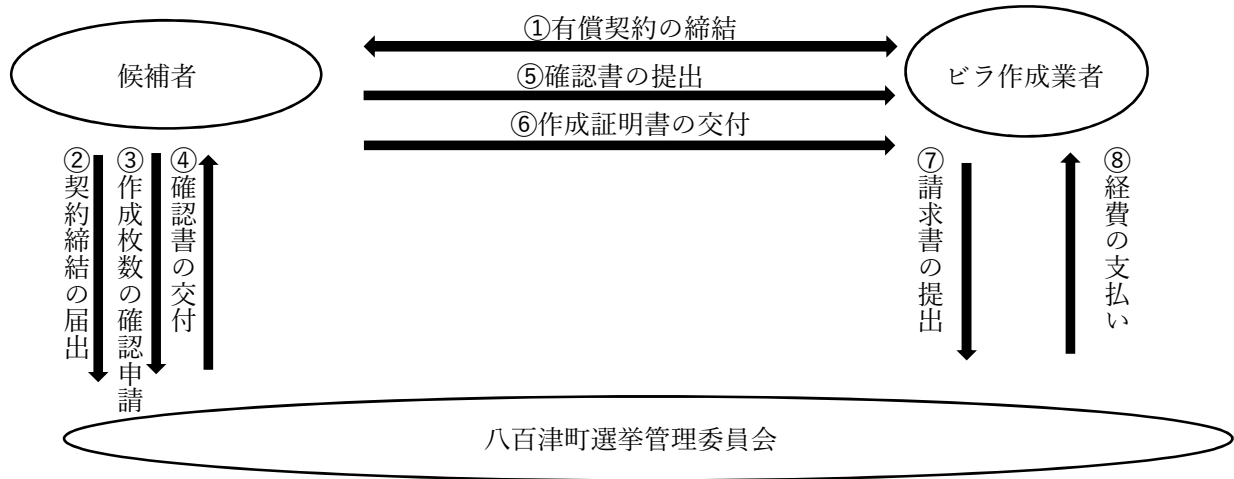
2 町長に対する上記の請求については、八百津町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第 2 号】	
請求の前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第 5 号】	
請求のとき	選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 13 号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第 16 号】	
	請求内訳書【様式第 16 号の 2】	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第 2 号】	①の契約書写し 仕様が記載された 書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 5 号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第 8 号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第 13 号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第 16 号】 請求内訳書【様式第 16 号の 2】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

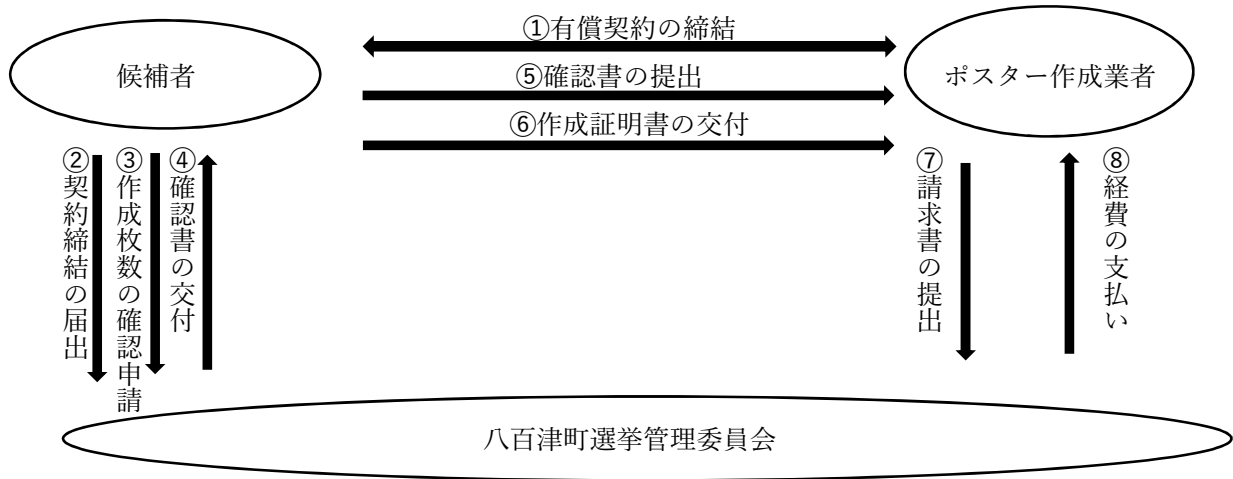
2 町長に対する上記の請求については、八百津町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第3号】	
請求の前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第6号】	
請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第14号】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第17号】	
	請求内訳書【様式第17号の2】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第14号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第17号】 請求内訳書【様式第17号の2】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、八百津町選挙管理委員会で受け付けます。